

佐渡市告示第43号

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若い世代の婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の新生活に係る費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 交付決定年度の前年度1月1日から交付決定年度の2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新婚世帯が市内に居住するための住宅（以下「新居」という。）の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 建物購入費
 - イ リフォーム費用
 - ウ 賃借に係る初期費用のうち敷金、礼金及び仲介手数料
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越に係る費用であって、引越業者又は運送業者へ支払うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 対象となる住居が市内にあり、新婚世帯が市の住民基本台帳に登録されており、補助金の交付を受けた日から起算して3年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (2) 婚姻日（婚姻届が受理された日をいう。）において、夫婦ともに39歳以下であること。

- (3) 夫婦に係る前年（４月から６月に申請する場合にあっては、前々年。以下同じ。）分の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第30号に規定する合計所得金額をいう。）の合計額から前年に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 新婚世帯に市税（市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税）を滞納している者がいないこと。
- (6) 新婚世帯に佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第２条第１号又は第２号に該当する者がいないこと。
- (7) 新婚世帯に別表第１の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者がいないこと。

２ 前項第４号の規定にかかわらず、前年度にこの告示による補助金の交付を受けた者であって、その交付額が第５条に定められた上限に達しなかったものは、受給した年度の翌年度に限りこの告示による補助金の交付を受けることができる。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第２のとおりとする。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、対象経費の実支出額に相当する額とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

２ 前項の規定にかかわらず、第３条第２項に該当する場合は、支給上限額から既に交付された補助金の額を控除した額を限度とする。

３ 前２項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項に該当する者又は第10条の規定により資格認定された者は、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が認める書類について、添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の市区町村税の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合に限る。）
- (6) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を購入、新築又はリフォームをした場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借する場合に限る。）
- (9) 引越に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの（引越費用がある場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由

を付して結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、申請者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (2) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (3) 市長が第20条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (4) 第20条第4項の規定による補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (5) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

（補助対象者の資格認定）

第9条 第3条第1項に規定する補助対象者の要件に該当する者であつて、補助対象経費が生じていないことにより第6条の規定による交付申請を行うことが困難なものは、次年度における補助対象者としての資格認定を受けることができる。

2 前項の資格認定を受けようとする者は、結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第5号）に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた年度

の翌年度に限り、第6条の規定による申請を行うことができる。

（資格認定決定）

第10条 市長は、前条の資格認定申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金資格認定決定(却下)通知書(様式第6号)により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、結婚新生活支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第7号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第12条 第7条の規定により補助の決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付対象者は、補助対象経費の支払いが完了したときは、当該補助対象経費の支払いが完了した日から起算して20日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査により、当該請求に係る実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、結婚新生活支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付対象者は、前条に規定する通知書を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第16条 市長は、交付対象者から提出された請求書により、精算払により補助金を支払うものとする。

（補助金の経理）

第17条 交付対象者は、補助金に係る証拠書類を補助金交付の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分及び管理）

第18条 交付対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得した価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用した期間内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ結婚新生活支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、結婚新生活支援事業補助金財産処分承認（不承認）通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 交付対象者は、取得財産を処分することにより、収入があったときは、結婚新生活支援事業補助金財産処分収入金報告書(様式第15号)を市長に提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。

ただし、第1項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、この限りでない。

4 交付対象者は、補助対象事業が完了した後も取得した財産を適正に管理しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により交付対象者に通知する。

3 第1項の規定は、第14条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第20条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、当該補助金を返還しなければならない。

2 市長は、第14条の規定により額の確定をした場合において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を交付対象者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するとき

は、結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第17号）により行う。

- 5 市長は、交付対象者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（財産処分に係る補助金返還）

- 第21条 取得財産の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第3のとおりとする。

（加算金）

- 第22条 市長は、加算金を徴収する場合において、交付対象者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

- 2 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があるとき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

- 3 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援事業補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第18号）により行うものとする。

（延滞金）

- 第23条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

- 3 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があるとき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 4 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援事業補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第18号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第24条 市長は、交付対象者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる交付対象者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、結婚新生活支援事業補助金停止通知書（様式第19号）により交付対象者に通知するものとする。

3 別表第1に定める措置要件は、不正又は不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた交付対象者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告等）

第25条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（所管）

第26条 この事業の事務は、地域産業振興課において所掌する。

（その他）

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効規定）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の

交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条、第 24 条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 36 月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 12 月
補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 8 月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を發した日又は報告をした日のいずれか遅い日から 6 月

別表第 2（第 4 条関係）

共通事項	・ 交付決定年度の 4 月 1 日から交付決定年度の 2 月末日までに支払った費用であること。 ・ 交付申請時点で、住宅の取得、リフォーム、賃借又は引越後の住宅の住所と、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が一致していること。	
費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細
住居費	建物購入費	・ 新築する場合の工事請負費を含み、住宅ローン手数料及び利息を除く。 ・ 婚姻日前に新居を購入した場合は、婚姻日以前 1 年以内に引き渡されたもの。
	リフォーム費用	・ 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用は除く。）。 ・ 婚姻日前に新居に係るリフォームを実施した場合は、婚姻日以前 1 年以内に実施したリフォームに係る費用。
	賃借に係る初期費用のうち敷金、礼金及び仲介手数料	夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみとし、婚姻日前に新たに新居を賃借した場合は、婚姻日以前 1 年以内に新たに賃借した新居に係る費用。
引越費用	婚姻に伴う引越に係る費用	

別表第3（第21条関係）

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分		承認条件	返還額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、補助対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。
	補助事業を	道路拡張等により取り壊す場合	返還	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	中止する場合	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。
譲渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	

	無償	返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、返還を要しない。
交換	下取り交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること。		新規購入するものは、当初の補助対象財産の要件を備えているものに限る。
	下取り交換以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を返還する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか	

			高い金額に補助率 を乗じた金額を返 還する。	
担 保	補助残融資 又は補助目 的の遂行上 必要な融資 を受ける場 合	本来の補助目的の 遂行に影響を及ぼ さないこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時価 評価額のいずれか 高い金額に補助率 を乗じた金額を返 還する。	
	取壊し、廃棄	返還	残存簿価又は時価 評価額のいずれか 高い金額に補助率 を乗じた金額を返 還する。	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金交付申請書

結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助対象者（前年度からの継続申請又は資格認定されている場合は記入不要）

婚姻年月日		年 月 日	
		(夫)	(妻)
氏 名			
生年月日・年齢		年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
新居に住居登録した日		年 月 日	年 月 日
世帯の 合計 所得額	所得額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合計	(①+②-③-④) 円	

2 補助金申請額

住 居 費 (購 入)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (A)	円
住 居 費 (リフォーム)	工事完了 (予定) 年月日	年 月 日
	費用 (B)	円
住 居 費 (賃 借)	賃貸借契約年月日	年 月 日
	敷 金	円
	礼 金	円
	仲介手数料	円
	合計 (C)	円
引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用 (D)	円
対象経費合計額※ (A) + (B) + (C) + (D)		円
補助金申請額 上限額：□30万円□60万円		円 (1,000円未満切り捨て)

3 添付書類（本申請に添付する書類に☑を記入）

必須書類	☐ 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類 ☐ 夫婦の住民票の写し（住民票謄本の写し等） ☐ 夫婦の所得証明書 ☐ 夫婦の納税証明書 ☐ 同意書兼誓約書（様式第2号）
該当者のみ	☐ 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの ☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 引越費用に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの ☐ その他市長が必要と認めるもの

※ メールアドレスをご記入いただいた場合は、交付請求書をメールで提出することが可能です。

様式第2号（第6条関係）

同意書兼誓約書

私は、佐渡市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項に同意し、及び誓約します。

【同意・誓約事項】

- 1 本補助金の交付等に必要な範囲において、市が戸籍、住所、所得、市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済状況等について、関係機関に照会することに同意します。
- 2 本補助金の交付等に必要な範囲において、市が住居の購入、新築、リフォーム及び賃借並びに住居への引越しのに係る内容、経費等について、関係事業者に照会することに同意します。
- 3 本補助金の交付を受けた日から3年以上継続して佐渡市に居住する意思があります。
- 4 補助対象経費に対する他の補助金等（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき支給される住宅扶助を含む。）の収入がある場合は、その額を控除した額を申請しています。
- 5 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことはありません。
- 6 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号の暴力団又は第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 7 本補助金交付要綱の規定に違反すると認める場合は、本補助金の交付決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた本補助金を返還します。
- 8 佐渡市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱の規定並びに本補助金の交付決定に付される条件を遵守します。

佐渡市長 様

年 月 日

【署名欄（自署）】 住 所

申請者氏名

配偶者氏名

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった結婚新生活支援事業補助金の交付について、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付決定をしたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条各号に規定する交付の条件を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました結婚新生活支援事業補助金の交付について、
佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり交付
しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

結婚新生活支援事業補助金の補助対象者の認定を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 認定申請者

婚姻年月日		年 月 日	
		(夫)	(妻)
氏 名			
生年月日・年齢		年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
新居に住民登録した日		年 月 日	年 月 日
世帯の 合計 所得額	所 得 額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合 計	(①+②-③-④) 円	

2 添付書類（本申請に添付する書類に☑を記入）

必須書類	☐ 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類 ☐ 夫婦の住民票の写し（住民票謄本の写し等） ☐ 夫婦の所得証明書 ☐ 夫婦の納税証明書 ☐ 同意書兼誓約書（様式第 2 号）
該当者のみ	☐ 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの ☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 引越費用に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの ☐ その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金資格認定決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金資格認定について、
佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり決定をし
たので通知します。

1 決定 ・ 却下

2 付記事項又は理由

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった結婚新生活支援事業補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 取下げ理由
- 2 その他

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた結婚新生活支援事業補助金について、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第 1 項の規定に基づき申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	工事完了 (予定) 年月日	年 月 日
		費用 (B)	円
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
		合計 (C)	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
引越費用 (D)		円	
	合計 (A+B+C+D)	円	
その他の変更			
2 添付書類 ※変更内容が 確認できる書 類を添付して ください。	☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 引越に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの ☐ その他		

様式第 9 号（第12条関係）

第 年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 交付決定金額（変更前） | 円 |
| 2 | 交付決定金額（変更後） | 円 |

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた結婚新生活支援事業補助金に係る補助事業が完了したので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

1 婚姻に伴う新規の住宅取得・リフォームの場合

(1) 支払金額 円

(2) 支払日 年 月 日

※取得した住宅又はリフォーム前後の写真を添付する。

2 住居費における賃借の場合

(1) 支払金額 円

(2) 支払日 年 月 日

3 引越費用

(1) 支払金額 円

(2) 支払日 年 月 日

添付資料 領収書など支払いを証明できる書類

様式第11号（第14条関係）

第 年 月 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付予定日

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった結婚新生活支援事業補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関・支店名 支店

口座種別

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

※ 口座名義人が補助金の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。

※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた結婚新生活支援補助金に係る財産処分の承認を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

- (1) 財産の名称及び仕様等
- (2) 処分の方法
- (3) 処分の時期
- (4) 残存簿価
- (5) 処分による収入金
- (6) 処分理由

2 処分しようとする相手方

- ・住所
- ・氏名又は団体名称及び代表者名
- ・使用の目的
- ・使用の条件

3 納付すべき金額及び算出基礎

様式第14号（第18条関係）

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金により取得した財産の処分について、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 処分しようとする財産
- 2 承認理由（不承認理由）
- 3 処分の条件

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分収入金報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた結婚新生活支援事業補助金で取得した財産について、下記のとおり財産処分を行いましたので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第3項の規定により報告します。

記

1 財産処分の内容

2 財産処分に伴い得た収入金 円

様式第16号（第19条関係）

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおりその交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度結婚新生活支援事業補助金返還命令書

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第20条第4項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金の名称
- 7 補助金の交付決定通知額
- 8 補助金の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金の交付確定額
- 10 加算金及び延滞金に関する事項

様式第18号（第22条、第23条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

年度結婚新生活支援事業補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた） 年度結婚新生活支援事業補助金の返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第（22・23）条第（3・4）項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額 円

2 （加算金・延滞金）免除申請の理由

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度結婚新生活支援事業補助金停止通知書

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第24条第2項の規定により、下記のとおり補助金等の交付を（停止・再停止）します。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。